

「緊急事態宣言」解除に伴う市長メッセージ

埼玉県を含む 1 都 3 県に発出中の「緊急事態宣言」が、3 月 21 日に解除となります。この間、市民の皆様には「不要不急の外出、及び県境をまたぐ移動の自粛」、特に「午後 8 時以降の不要不急の夜間外出の自粛」、また、飲食店や遊興施設等を営む事業者の皆様におかれましても「午後 8 時までの営業時間の短縮」にご協力くださいましたことに御礼申し上げます。

1 月に 92 人に上りました市内での新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、「緊急事態宣言」の発出、その後の 2 度の延長により、2 月は 22 人、3 月はこれまでに 17 人という状況にあり、新規感染者数は減少しているものの下げ止まりが続いている状況です。

「緊急事態宣言」は解除となりますが、埼玉県におきましては「新型インフルエンザ対策特別措置法」に基づく、3 月 31 日を期限とした県民への「不要不急の外出及び県境をまたぐ移動の自粛」、飲食店等への「午後 9 時までの営業時間」などが要請されました。

危惧されていることは、変異ウイルスの拡大、人出による接触機会の増加や大人数での会食などによるリバウンドです。感染再拡大の新たな波を起こさないためにも、緊張感を緩めず冷静な行動をお願いいたします。

本市では、市民の皆様への速やかなワクチン接種に向けた準備を進めています。高齢者に向けた国からのワクチンの供給は 4 月 26 日の週からとされており、高齢者以外の方への接種につきましては、ワクチンが供給され次第、順次実施させていただきます。

また、3 月 22 日から市保健センター内に「コールセンター」を設置し、ワクチン接種に関する市民の皆様からのお問い合わせに対応してまいります。

新規感染者数を減らすことは、医療機関や医療関係者への負担を軽減し、円滑なワクチン接種の実施に繋がります。

市民の皆様及び事業者の皆様におかれましては、引き続き基本的な感染防止対策に努めていただきますとともに、職場やご家庭でお食事をなされる際は「テイクアウト」や「デリバリー」をご利用いただくなど、社会経済活動の維持にもご協力くださいますようお願いいたします。

令和3年3月19日

飯能市長

大 久 保 勝